

第9期 第1回
東京地方労働審議会 労働災害防止部会

日 時 平成30年 3月19日（月）

【司会】

ただいまより、第9期第1回 東京地方労働審議会 労働災害防止部会 を開催いたします。

まず初めに本部会の定則についてですが、本日の出席委員は公労使の各代表1名以上、かつ全体の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項により、この部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、東京地方労働審議会運営規程第5条の規程に基づき、原則として公開の会議とさせていただき、その議事録についても公開させていただくことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、部会長の選出に入らせていただきます。部会長の選出は、地方労働審議会令第6条第5項の規程に基づき、公益代表委員のうちから選出するというふうになっております。公益代表委員の方で、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

では、どなたかご推薦をしていただける方はいらっしゃいますでしょうか。

【長江委員】

労働行政に貢献されている脇坂委員を推薦します。

【司会】

ありがとうございます。脇坂委員のご推薦をいただきました。脇坂委員に部会長として就任いただくことについて、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

【司会】

ありがとうございます。それでは部会長は脇坂委員に就任をいただくということで、お願いをしたいと思います。

以後の議事運営につきましては、東京地方労働審議会運営規程第7条により受用された第4条に基づきまして、脇坂部会長にお願いしたいと思います。部会長、どうぞよろ

しくお願ひいたします。

【脇坂部会長】

前期に引き続き、部会長をさせていただきます。労働災害は社会的にも注目を浴びて
いる分野でございますので、いろいろなご意見を承りたいと思います。

それでは議事を進行させていただきます。

初めに、議事録につきまして、東京地方労働審議会運営規程第6条におきまして、2
名の委員に議事録への署名をいただくことになっております。つきましては、議事録署
名委員を公益側は私が、労働者側は反町委員が、使用者側は土屋委員に署名人になっ
ていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

次に、地方労働審議会第6条第7項において、私から部会長代理を指名させていただ
くことになっております。本日は所用で欠席なのですが、第8期に引き続きまして野川
委員に部会長代理をお願いしたいと思います。なお、野川委員には事務局より、部会長
代理への就任について、ご連絡をお願いしたいと思います。

まず、議題に入る前に、鈴木労働基準部長より、ご挨拶をお願いしたいと思います。

【労働基準部長】

鈴木でございます。本日はお忙しいところお集まりいただき感謝申し上げます。

今日は議題にもありますとおり、本審に先立ちまして、13次防の説明をさせていた
だき、そして内容についてご意見を賜り、お諮りをするということをメインの内容とさ
せていただきます。

後ほど説明があるとは思いますが、第12次防も必ずしも十分な成果が出たとは言え
ない状況で、災害発生状況とか、むしろ残念な状況にあると思っております。災害発生
とはいはんな要因が原因で発生するものなのかなとも思います。景気が良くなつて、土
地利用が増える、工事量が増えるというところで、増えるという背景事情もあるとは
思つてはいるところですが、災害に対して、我々は真摯に受けとめて、しっかりと
対策をしていくことを考えなくてはいけないと思っているところであります。

13次防は、当然12次防の反省、そして、現在の状況を踏まえて、さまざまに局内
でも議論を重ねて、作成してきたところであります。特にこれも後ほど説明があろうか
と思いますが、東京の特色というものは何なのかというところで、資料にも入れており
ますが、一つ目は2020年のオリンピック・パラリンピックです。これを一つの安全
な建設工事のモデルとして、レガシーしていくというような、そういういったようなもの

をしっかりと考へ、労使ともにしっかりと取り組んでいくことが重要ではないかと考えております。

二つ目は、東京というのは、全国でも本社機能が集中しているというところで、特に製造業というのは、どちらかというと現場単位の災害防止への取り組みが多いわけあります、三次産業などは企業として取り組んでいただくということが、重要になるということで、東京が企業単位の指導をしっかりとやっていくことによって、東京だけではなく、全国の災害を減らしていくことに繋げていく、そういうことも重要なではないかと考えております。

それから三つ目として、これは12次防でも取り組んできたところですが、行政が進める安全衛生対策の見える化というものを進めて、しっかりと取り組んでいるという姿勢を見せることによって、広く都民運動になっていくようなことも重要なのではないかと。こういった三つの基本姿勢を全面にして、効果的な計画になるようにさまざまな施策、工夫を重ねたところであります。

このような計画は我々の自己満足だけで作るものでないと思っているところで、そういった意味で申し上げれば、こういった審議会の場で積極的に、建設的にご意見をいただきということは、非常に重要なことではないかと思っております。ぜひとも今日は、積極的なご意見を賜って、それを我々としては反映させていきたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【脇坂部会長】

それでは第13次東京労働局労働災害防止計画の概要について、安全課長、健康課長からそれぞれ説明をしていただきたいと思います。

まずは安全課長から。

【安全課長】

安全課長の岩澤でございます。

私からは第13次東京労働局労働災害防止計画の総論部分、または労働災害の防止にかかる部分についてのご説明をさせていただきます。

まず、本日は資料を3部、用意しております。

一つ目が第13次東京労働局労働災害防止計画(案)となっております。二つ目は、横向きの資料になっておりまして、第13次東京労働局労働災害防止計画(案)の概要ということになっております。こちらに数字などは取りまとめております。そして3つ目が

第13次労働災害防止計画というものです。この3点の資料を用いて、東京の労働災害防止計画の案について、ご説明させていただきます。

先ず、資料のそれぞれの位置づけですが、最後にご紹介しました第13次労働災害防止計画について、ご説明させていただきます。こちらについては、労働安全衛生法第6条におきまして、国は5カ年を単位とする労働災害防止計画を策定するということが定められております。

これまで推進してまいりました第12次の労働災害防止計画が、本年3月末をもちまして終了します。それで今後5年間にわたりまして、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組む事項を定めたものとなります。こちらは全国の計画となっておりますので、本日説明の中では「全国計画」という形で呼ばせていただきたいと考えております。

それに対しまして、本日、概要を説明しまして、委員の皆様方から意見を頂戴したいものというのが、一番初めの資料でございます。第13次東京労働局と書いてある、労働災害防止計画でございます。こちらにつきましては、これから「計画案」という形で呼ばせていただきたいと考えております。東京版計画につきましては、この全国計画の目標を達成するために、東京労働局管内におきまして、実施すべき事項を定めた全国計画の推進計画という位置づけになっております。東京労働局管内の労働災害の発生状況ですか、労働者の健康確保をめぐる動向等といったものを分析しまして、重点業種や分野、こういうものを定めて、目標や重点取組事項を示したものとなっております。こちらの東京版計画の章立て等につきましては、全国計画を基本的に踏襲したものとなっております。一部文言を変更したものですとか、項目を統合したもの、分割したもの等ございますが、こちらについては概要を説明していく中で、全国計画との変更点等についても説明したいと考えております。

それではまず、この計画案の計画の狙いについて、ご説明させていただきます。計画案の資料と、横組みの資料をそれぞれ1枚めくっていただきたいと思います。本文の1に、計画の狙いというのがありまして、一番初めに計画が目指す社会というものがあります。これから労働災害の災害発生の目標等を数値的なもので示すことになるのですが、やはり基本的なところとしましては、労働災害というのは本来あってはならないという基本認識ではないかと思っておりまして、こちらについては、計画が目指す社会のところに、「労働災害は本来あってはならないものである」という認識を共有するとい

う形で書き込んでおります。

それを踏まえまして、真ん中にロゴマークがございますが、12次防計画から、東京労働局で使っております、「Safe Work TOKYO」、こちらのロゴマークを基本的な活動の指標としまして、その下で「トップが打ち出す方針 みんなで共有生み出す安全・安心」こういったキャッチフレーズを用いて、第13次防期間中は労働災害の防止に、関係者一丸となって取り組んできたいと考えております。こちらのトップが打ち出す方針ということですが、やはり労働災害の防止を推進するにあたっては、経営トップのしっかりととしたコミットメント、その下にみんなで共有とありますが、労働者がそれぞれ自分で何をすべきなのかということを認識していただいて行動に移す。それによって、安心、安全が生み出されるのではないかという考え方の下に、このキャッチフレーズを設けてございます。

それぞれ、またもう一枚ずつ、資料をめくっていただきますと、横組みの資料のところに、第13次防計画（案）の目標というのがございます。本文案にも書いてございますが、基本目標として、死亡災害については全産業で15%減少させる。また死傷災害、休業4日以上のものですが、こちらについては、計画期間中に5%減少を目指すということしております。こちらについては、全国計画にも目標、こちらも3番目の資料の2ページ目にございますが、全国計画と同じ水準の目標を掲げてございます。

それ以外に重点業種となるもの、また重点分野となるものについて、七つを小目標という形で、設定してございます。

一つ建設業については、死亡災害を15%以上減少させるという目標で、こちらは全国計画と同じ目標です。

続いて製造業について、死亡災害を引き続き発生させないということになっております。東京労働局管内、平成29年に初めて死亡災害0件を達成しております、こちらの目標については、より高い水準でゼロを引き続き継続するということで、全国とは数字が異なる目標とさせていただきました。

続いて陸上貨物運送事業につきましては、死傷災害について、5年間で5%減少させるという目標となっております。

続いて第三次産業については、重点業種として小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業というのを設定しまして、こういったところに重点的な対策を打ち出すことで、労働者の死傷年千人率という数字で、5%以上減少させるという目標となって

おります。こちらについては、第三次産業の労働者数自体がかなり増加しているという状況でありまして、そういうものを勘案しないで、死傷者の数だけで災害を見ると、分析を見誤るということもありますので、死傷年千人率という形で目標を設定しております。

全国計画では小売、飲食、社会福祉施設とそれぞれ死傷年千人率で目標を出しておりますが、東京においては、そこまで細かい業種で統計が取れないということで、三次産業全体の数値となっております。

続いてメンタルヘルス対策については、ストレスチェックの集団分析を実施し、その結果を活用した事業所の割合を60%以上とするということです。こちらについては、全国計画と同じ水準の目標となっております。

続いて腰痛対策につきましては、三次産業、陸上貨物運送事業の腰痛を数として5%以上減少させるという目標を立てております。全国計画では、こちらも死傷年千人率という指標を取っておりますが、統計上出せないということで、東京労働局では実数で5%の減少を目標としております。

続いて、熱中症対策ですが、計画期間中に死亡災害が発生させないという目標です。東京労働局管内では12次防期間中、1名死亡災害が出ておりますので、これをゼロにしたいということです。割合としては本省とは変わっておりますが、減少させるというところで、同じレベルの目標ということになっております。

この業種別の対策と、この重点項目といったものを見ますと、横組みの資料の下の円グラフになりますが、どちらも約8割の災害に対して、災害防止の活動ができるという形になっております。

続いて、横組みの資料をもう一枚めくっていただきたいのですが、こちらには12次防計画の目標達成状況というのを取りまとめてあります。死亡災害について、53人を下回るという目標を掲げてございましたが、1月末日の速報段階で54名、本日段階では58名の死亡者が出ているという状況でありまして、こういった形で目標は達成できていないという状況でございます。

また建設業の死亡災害についても、過去最少の20人を下回ることという目標を掲げておりましたが、平成29年は25名ということで、目標の達成ができなかったという状況でございます。死傷災害につきましては、全体で8,000人を下回るという目標を掲げおりましたが、平成29年の推計値というものを使いますと、9,911名と

いうことでして、計画の基準となる平成24年と比べて、数にして増加に転じてしまっているという状況でありまして、こちらについても、目標の達成ができなかったという状況でございます。

続いて、死亡災害の発生状況の推移ということで、横組みの資料をもう一枚めくっていただきますと、業種別で、長いスパンでの統計を取っております。こちらを見ていただくと、お分かりのとおり、建設業の死亡災害が全産業のおよそ半数を占めているという状況になっております。また、死亡災害全体が減少傾向にある中、建設業については近年増減を繰り返しており、減少傾向に導くことができていないということです。括弧に書いておりますが、12次防期間中の建設業の死亡災害は、11次防期間中と比べて増加に転じてしまっているという状況でございます。

一方、業種別で2位、3位、4位と来る陸上貨物運送事業、製造業、ビルメンテナンス業につきましては、12次防期間中に減少傾向にありますと、それぞれ20%以上減少している状況でございます。こういった意味で死亡災害を業種別に見ると、建設業の対策が引き続き最重点に行わなければならないという状況でございます。

また、事故の型別で見ますと、右下のグラフになりますが、建設業で多発している墜落・転落災害というのが、全体の4割近くを占めているということです。続いて、交通事故が第2位となっておりまして、この墜落・転落と交通事故の二つで全体の6割を超える状況になっております。

また、事故の型別で出てこないものでございますが、挟まれ、巻き込まれ災害を中心とする機械を起因物とする災害というのも、依然として多く発生しております。12次防期間中に51件ということでございまして、引き続きの対策が必要ではないかということを考えてございます。

死亡災害の発生状況はこういう形でございますが、その対策の方向性というのを、本文案の資料の4ページに書いてございます。ワードのほうの資料をごらんいただきたいと思いますが、4ページの中段のところに書いてございます。建設業についてでございます。先ほど申し上げたとおりですね、一つ目は墜落・転落災害が半数を占めているということと、もう一つ建設工事が増加している状況にございまして、中段に書いてございますが、受注高が50億以上の工事の現場が、今300を超えてございまして、12次防期間中に倍増しているという状況でございます。こういった大規模工事現場においても、やはり死亡災害が発生しているという状況でございまして、こういった大規模工

事現場における統括安全衛生管理の徹底というのが、今必要な状況ではないかというふうに認識してございます。

もう一点、現場管理者、技能労働者の不足が顕在化している状況があります。これを補う形で、今、新規に建設業で就労する方、また、外国人労働者が増加している傾向にあります。このような中で、経験不足やコミュニケーション不足といったものが原因ではないかと思われる災害も発生しているところです。こういったことから、新規入職者や外国人労働者に対して、組織的な安全衛生教育というのが求められておりまして、また、現場において、このような労働者を直接指揮する職長の方に対する能力の向上教育といったものも必要じゃないかということを考えております。

死亡災害の状況と、それに対する対策の方向性については、以上となります。

続いて、横組みの資料をもう一枚めくっていただきますと、死傷災害の発生状況の推移というものを載せてあります。こちらの左下のグラフ、業種別ですが、平成29年のところを見ていただくと、小売業が第1位となっております。続いて建設業、陸上貨物運送事業と続きまして、この上位7業種で大体災害の全体の6割を占める状況となっております。少し長い期間で見まして、10次防の初年度の平成15年と比較すると、建設業、陸上貨物運送事業、製造業においては大幅に減少している状況となっております。一方、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業については、増加している状況でして、東京におきましては、第三次産業の災害が増加しているという状況でして、業種別には第三次産業対策をしっかりとしていくなければならないという状況でございます。

また、事故の型別で見ますと、転倒災害、動作の反動・無理な動作、こちらは腰痛災害が主なものですが、そういった労働者の行動に起因するような災害が増加傾向となっております。

一方で墜落・転落災害ですが、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ、こういった旧来型と言ってよろしいかと思われる事故の型の災害については、着実に減少しているという状況です。転倒災害や動作の反動・無理な動作というものについては、業種別に著しい特徴があるわけではなくて、全ての業種で災害が多発している状況ですので、業種横断的に対策に取り組む必要があると考えております。

死傷災害についても、対策の方向性について、本文(案)のほうに記載してございます。6ページの図4の下のところに、4点取りまとめてあります。一つ目が第三次産業対策

についてですが、第三次産業においては一部の業種を除いて安全管理者等の選任義務がないということとして、事業場単位での安全活動というものが、十分とは言えないのではないかと考えております。こういったところにつきましては、企業本社が主導して、事業場の安全衛生活動の支援等をしていただくことが重要ではないか、また効果的ではないかと考えております。こういった形で、企業本社が主導する安全衛生対策を推進していく必要があると考えております。

もう一点、第三次産業を事業場数で見ますと、全体の8割ということとして、こういったところに労働災害防止の周知、啓発をするのは、関係業界団体等と連携した活動というのが必要ではないのかと考えております。また、業種別に少し災害を見ますと、小売業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業では、高齢者の被災割合が高く、その割合が増加傾向にあるといった状態です。また、飲食店、小売業等につきましては、未熟練労働者の被災割合が高いことがありますので、こういった災害発生の状況についても、配慮をした対策というのが必要ではないかと考えております。陸上貨物運送事業については、昔からですが、荷役作業中の災害が全体の4分の3を占めております。こういったものについては、事業者に対する指導というのもあるのですが、荷主となる事業場に対しても、取り組みの要請を行う必要があるのではないかと考えております。死傷災害の動向については以上となります。

横組みの資料を1ページ飛ばしていただいて、8ページをお願いいたします。

東京において計画を推進するにあたっての基本的考え方となりまして、こちらは先ほど基準部長の挨拶にもありましたが、三つ掲げてございます。

一つ目が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策ということです。東京労働局のこれまでの取組というのも含めて、本文の11ページに書いてありますが、後ほど説明いたします。やはり、世界の人々に感動を与える場所であるからこそ、こういった工事において労働災害によって不幸となる方を出してはならないということで、安全性対策を徹底してまいりたいという考えであります。

もう一つ、本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大ということです。特に三次産業において、先ほど全社的な取り組みが必要と申し上げましたが、こういった企業本社が安全衛生対策を実施していただくことで、全国の災害を減らしていく効果があろうかと思いますので、こういった取組を推進してまいりたいと考えております。

ます。

3点目は行政が進める安全衛生対策の見える化です。この12次防期間中に「Safe Work TOKYO」というロゴマークですか、キャッチフレーズ、こういったものも大分浸透してきておりますので、こういったものを活用しつつ、行政として取り組んでいる内容というのを積極的に広報してまいりたいと考えているところでございます。

以上の災害発生状況や、東京において注意すべき点、3点、こういったものを踏まえまして、計画の重点事項というのを8点定めております。

こちらの資料の9ページにまとめていますが、1点目が死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進です。重点業種としましては、建設業、第三次産業、陸上貨物運送事業。重点分野としては、転倒防止、腰痛防止、熱中症防止、交通労働災害の防止、機械災害の防止。また、高年齢労働者ですか、非正規労働者、外国人労働者、また障害者である労働者の労働災害の防止、こういったものにも取り組んでいくということを書いております。

2点目が過労死等の防止等の労働者の健康確保の推進ということです。2点をこちらでは重点と掲げておりますが、過重労働による健康障害防止対策の推進、職場におけるメンタルヘルス対策の推進ということになります。

3点目が病気の治療と仕事の両立支援対策の推進ということで、こちらは全国計画と文言が多少変わっておりますが、内容としては変わりのないものとなっております。

4点目は化学物質による健康障害の防止。5点目が受動喫煙防止対策の推進です。こちらは全国計画で特出しとはなっていませんが、内容としては含まれているものでございます。6点目、企業・業界単位での安全衛生への取組の強化。7点目が安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進ということになっております。

最後に国民全体の安全・健康意識の高揚ということで、こちらの8点を重点事項として定めています。

建設業から順に、具体的な取組内容を説明させていただきます。

横版の資料では11ページになります。本文案としましては、10ページから12ページまで建設業対策を書いております。まず、墜落・転落災害の防止ということで、死亡災害の半分を占めておりますので、最重点に取り組むということでございます。一つは、高所作業自体が少なくて済むような方法を推進していくこと、もう一つ

は、安全帯の使用の徹底となります。

下に書いておりますが、安全帯の取付け設備がないですとか、安全帯を使用していかなかったことによる死亡災害というのが、かなり発生しておりますので、この安全帯の使用の徹底について、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

またハーネス型安全帯の普及促進ですが、第13次防期間中に、使用の義務化が予定されておりますので、こちらの周知徹底をしっかり行ってまいりたいと考えております。

続いて、横に二重丸がついておりますが、こちら東京労働局独自の取組となりますが、安全帯の使用の徹底に係る標語を募集して、標語を使って13次防期間中に安全帯使用の徹底というのを図っていきたいと考えております。

また、現場と店社が一体となった安全衛生管理の充実ということですが、リスクアセスメントですか、元方と関係請負人の連絡調整の徹底、また、新規入職者や新規入場者に対する教育、職長に対する能力向上教育の実施、危険の見える化の促進、こういったものについて本文に記載させていただきました。その中で東京労働局独自の取組として、建設現場における危険標識や掲示の共通化、こういったものについて、建災防の東京支部と連携して考えていけないかということを考えております。

大きな2点目、建設業を取り巻く変化を踏まえた対策ということで、3点挙げております。一つが、昨年「建設職人基本法」が施行されておりますので、これに基づく発注者等の取組の促進というのを、東京都と連携して図っていきたいと考えております。もう一つが、建設業において、働き方改革というのを進められておりますので、この働き方改革の推進と、現場での安全衛生管理が一体となって進められていくということが重要だと思いました、建設業者との連絡会を新たに設置したいと考えております。こちらは東京労働局独自の取組となります。

次に、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会施設工事の安全対策です。こちらは昨年、東京労働局において、元方事業者の方や関係団体、労働者代表の方を集めた連絡会を設置いたしました。これに基づいて、現場のパトロールを実施する等により、オリパラ施設工事の安全性対策というのを進めていきたいと考えております。

建設業対策は以上となりまして、第三次産業対策の方になります。

横組みの資料12ページ、本文案としても12ページになります。企業本社主導の安全衛生管理を進めるために2点考えております。一つ目が全国的に災害を多発させてい

る企業に対しては、労働局、または労働基準監督署が連携して、企業本社に対して、しっかりと指導して労働災害の防止対策を進めていただく。もう一つが、自主的に安全衛生活動を進めていただいている企業の方については、小売業、社会福祉施設、飲食店それぞれ集まっていたら、好事例の収集、または横展開というのを進めていきたいと考えております。こちらはどちらも、東京労働局独自の取組となっております。

もう一つ、東京労働局独自の取組として、この業界団体等と連携した安全衛生対策の周知の2ポツ目になりますが、東京都社会保険労務士会との連携による、事業者に対する周知、啓発の強化というものがあります。第三次産業の事業場に対する周知というのには、関係団体と連携しなければなかなか手が届かないところですが、現在、東京都社会保険労務士会と協議中ですが、労働災害防止について、その必要性について、事業主の方に周知、啓発というのを、社会保険労務士の方にもお願いしたいということで、取り組みのお願いをしているところです。こういった取組を13次防期間に進めていきたいと考えているところです。

続いて陸上貨物運送事業対策です。こちらについては、荷役作業中の災害が多いということで、12次防期間中から、荷役作業に係る安全対策ガイドラインの普及促進に努めてきたところですが、なかなか災害が減らない状況です。こちらのガイドラインを本省において見直ししているということを伺っておりますので、見直しされたガイドラインの周知普及をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

また、陸上貨物運送事業についても、全国的に災害が多発している企業もありますので、第三次産業と同じように、全社的な取組をお願いしたいと考えているところです。こちらも東京労働局独自の取組として考えております。また、荷主等に対しましては、このガイドラインにおいて荷主等の取組というのを記載しましたので、その取組をしていただくよう要請してまいりたいと考えております。

続いて、災害の形態別の対策ということになります。

横組みの資料の14ページになりますが、転倒災害が全死傷災害に統いて、最も多く発生していますので、こちらは12次防期間中からの継続となります、「STOP！転倒災害プロジェクト」を、引き続き進めていきたいと考えております。この周知、普及にあたりましては先ほど申し上げたとおり、東京都社会保険労務士会とも連携して進めたいと考えております。もう一つ、本省においても、事業者向けのe-ラーニング教材というのが作成される見込みですので、こちらの周知をしっかりと図ってまいりた

いと考えております。

腰痛、熱中症対策については、後ほど健康課長からご説明することになっておりますので、1ページ飛ばしまして、「交通労働災害防止のガイドライン」の普及促進と、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及促進ということで、交通労働災害対策と、機械災害の防止対策を進めていきたいというふうに考えております。この中で、交通労働災害について、12次防期間中に15%増加してしまっているのですが、その内の約7割がタクシー・ハイヤー業が増加しておりますので、こういったところについては、業界団体と連携して、安全な運転を進める取組のようなものを進めていきたいと考えているところです。機械災害については、12次防期間中からの継続となります。災害を発生させた事業場に対する指導、またはメーカーに対しまして、こちらの機械の包括指針の周知、普及を引き続き図っていきたいと考えているところです。

続いて、高年齢労働者、非正規労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止となります。

横組み資料17ページにありますが、高年齢者対策としては、身体機能が低下していることを自覚していただくことが、災害防止の第一歩ではないかと考えております。そういう機会の提供、また、身体機能の低下を防ぐための運動の普及促進といったものを図ってまいりたいと考えております。

非正規労働者対策としましては、未熟練労働者の被災割合が高い小売業や、飲食店における雇入れ時教育について、重点的に指導していきたいと考えております。外国人労働者対策についての安全衛生教育、労働災害防止に関する標識・掲示、こういったものを進めていくことが重要ではないかと考えているところです。特に建設業については、先ほど申し上げましたが、標識・掲示の共通化といったことを図ることで、外国人が危険箇所をきっちり認識できるようになるのではないかと考えているところです。

障害者である労働者の労働災害の防止です。こちらについては、本省において、障害を有する労働者の労働災害の防止や、安全の不安を払拭するための対策について、検討するということなので、その検討結果を踏まえて、普及促進を図っていきたいと考えているところです。

資料の18、19につきましては、健康確保のところになりますので、一旦飛ばせていただきまして、資料の20になります。本社が集中する東京において、これから説明する取組が非常に重要ではないかと考えております。企業単位での安全衛生活動を推進

したいと考えております、一つ目が企業のマネジメントへの安全衛生を取り込んでいくということです。

まず、経営トップによる安全衛生方針というのを表明してくださいという要請というのを、きっちり行なっていきたいと考えております。その取組を進めるために、第三次産業の経営トップの方に、安全衛生方針というのを表明していただいて、それを東京労働局のホームページに掲載したいと考えております。こちらについては、昨年の10月に第1回目の公表というのを行なっております、現在24社の方がホームページ上で方針を表明いただいている、さらにこの取組を促進してまいりたいと考えております。

また、労働安全衛生マネジメントシステムについて、これは今ISO化が図られているところでして、その後にJIS化が行われているということですので、JIS化が行われた際には、マネジメントシステムの普及促進を図っていきたいと考えております。

企業単位での安全衛生管理体制の推進ということです。こちらは第三次産業、陸上貨物運送事業対策でも申し上げましたが、災害多発企業に対する指導、また自発的に災害防止に取り組んでいただいている企業につきましては、労働局で連絡会を設置しまして、情報共有を図りたいと考えております。こちらは先ほど説明した内容の再掲ということになっておりますが、それ以外にも、労働災害防止団体や業界団体との連携を引き続きしっかりと図ってまいりたいと考えているところです。

最後のページになりますが、安全衛生管理組織の強化、人材育成の推進、また国民全体の安全健康意識の高揚というところになります。管理組織の強化、人材育成については、これまでご説明した内容の再掲という形になりますが、外国人労働者に対する教育、小売業、飲食店においては雇い入れ時の安全衛生教育の推進、こういったものに取り組んでまいりたいと。また、国民全体への安全健康意識の高揚ということで、こちらは「Safe Work TOKYO」のロゴマーク等を活用して、いろいろな行事に取り組んでまいりたいと考えております。こちらに書いてありますが、産業安全衛生大会や私の安全宣言コンクールといったものを通じて、意識の高揚を図っていきたいと考えております。

安全関係は、非常に駆け足となってしまいましたが、このような形で計画の案を策定させていただきました。

【脇坂部会長】

今、安全課長から説明がありまして、引き続き健康課長の説明となります、ずっと

聞いているだけというのもあれですから、ここで今までの説明について、質問あるいはそれに対するご意見でもよろしいですので、委員の方にお願いしたいと思います。

【長江委員】

とてもわかりやすい説明をありがとうございました。質問が1点と、コメントが2点あります。

一つ目は質問になりますが、目標を設定するのにあたり、全国と東京都の基準には違いがあるという説明があったのですが、その設定基準がちょっとわかりませんでしたので、その辺を説明していただきたいです。

もう一点なんですが、これはちょっと限界があるといえば、限界があるのかなと思って話を聞いていたんですが、実際の安全衛生の事故発生という件数とか、割合とかを見るときに高齢者が非常に多いというお話があったのですが、そもそも全体の件数なり、発生なりというのを見ると、年齢別の区分でどういう疾病に対しては、どういう年齢層が多いだとか、どういった現場では、どういった年齢層、属性なりを持った方が、より多く事故を起こされる確率が高いといったようなことを分析されると、さらに東京労働局さんの力を入れることの指針として、強く打ち出せるものが見えてくると思いましたので、その辺をやった方がいいのではないかというのがコメントの一つ目です。

二つ目は、特に建設業の災害で感じたことなのですが、先ず天気を考慮した方がいいような気がしたんですね。分析の中で天気というのは、どんなふうに考慮されているのか。それからもう一つ、工程が迫ってきたときに納期を守らなくてはいけないとなったときの災害状況と、最初のまだ工程に余裕があるといったときの災害状況とでは、やっぱりちょっと差があると思うんですね。そういうところをきちんと見て、行政の指導指針なり、あるいは規程を掛けても構わないと思うんですけど、例えば工期がすごく迫っていて、でも天候がすごく悪いときには、建設業でこの作業をやるのは止めてくださいと。それは工期を延ばしていいんだよという指導の仕方というのもあるのではないかと感じましたので、その点2点、コメントさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【脇坂部会長】

はい、答えてください。

【安全課長】

ありがとうございます。全国計画と東京計画の目標の設定に違いがあるものについ

て、どういう根拠でということによろしいでしょうか。

【長江委員】

はい。

【安全課長】

目標の設定を変えているものについてご説明しますが、一つ目が製造業の死亡災害でございます。こちらは全国計画では15%減少させようというものです、東京において平成29年に0件を達成しておりますので、引き続き0ということで率を変えてあります。また、陸上貨物運送事業については、全国計画では、年千人率ということで、労働者の増減を加味して、検討評価をすることになっておりますが、東京労働局では陸上貨物運送事業の労働者数というのが、統計上出せないものですので、年千人率で出さず、実数で出すということで目標設定してございます。

また第三次産業について、全国計画では小売業、飲食店、社会福祉施設について、それぞれ年千人率で出すということになっておりますが、こちらの業種別の労働者数というのが把握できませんので、東京労働局においては、第三次産業全体で見て、死傷年千人率で出すという形で変更してございます。死傷年千人率をそれぞれ5%減少させるということで、目標の設定レベルとしては、ほぼ同様かと考えております。

それ以外に違うものとしましては、腰痛についても同様に、業種別の労働者数は出ないので、死傷年千人率ではなく、実数の目標を立てていると。熱中症については、全国レベルでは死亡者数を5%減少となっておりますが、東京労働局管内では、過去5年間で1名のみ死亡災害が発生しているという状況ですので、こちらについても、ゼロという目標を設定していると。そのあたりが違うところでございます。

【脇坂部会長】

まずその点は、今の説明でいいですか。

【長江委員】

大丈夫、わかりました。

【脇坂部会長】

でも、僕も疑問だったのは、陸上貨物運送業は東京都では取れないということは分かるのですが、小売業なんかは取れるんじゃないですか。

【安全課長】

小売、卸という形ででしょうか。

【脇坂部会長】

小売、卸じゃ取れないですか。

【安全課長】

まとまって卸売業と小売業を合わせたものになるということです。

【脇坂部会長】

そうですか。わかりました。じゃあ、それはそれで、あと二つのコメントについて、お願いします。

【安全課長】

高年齢者の労働災害の属性をさらに細かく見てというのは、おっしゃるとおりの部分はあろうかと思いますので、災害分析する際には、引き続きより細かい分析をしていきたいと考えております。

【脇坂部会長】

その点に関しては、災害にあったときのデータはあるわけなんですね。この分野で何歳の人がどうなったかというものが。

【安全課長】

そうです。

【脇坂部会長】

それを分析するかどうかだけの問題ですよね。

【労働基準部会長】

そうですね。東京は非常に数が多くて、ちょっと言いわけめいてしまいますけど、地方の署へ行くと、全部見るのは比較的楽なのですが、1万件近い数になりますと、定型で出るものは出るのですが、東京として紐解いていく手間をどこまでかけられるかというのがあるんです。

ただ、実際に高齢者なんかにも特色があって、第三次産業といっても、例えば小売業ですとか、社会福祉なんかは、高齢者の比率がむしろ高くなっていたりしますが、一方で飲食店は、二十歳未満が増えているとか、そういう全体のさくっとしたものは、我々も分析はしているのですが。

【脇坂部会長】

先程もちらっとありましたよね。小売飲食では、経験年数1年未満の人に災害が多い

とか。そういったことを、もう少し。今おっしゃったように、各業界別でポイントを置いて、年齢とかそういうのをやられればいいんじゃないですかね。

【労働基準部長】

こういった意見を参考に、丁寧にやっていきたいと思っております。

【安全課長】

コメントの二つ目でございますが、天候というところについては、例えば台風が近づいているときに、足場の崩壊、倒壊というのが予想されますので、事前に東京労働局から業界団体の方に、注意喚起を発するですか、そういったことはやっております。

もう一つ、工期の関係ですが、契約で決められていることですので、労働局の方から、工期が遅れてもいいじゃないかというのは、なかなか言えない部分ではあります、ただ、先ほど申し上げました、職人基本法というのがありますので、こちらで発注者に対して、余裕のある工期を設定してくださいというのが、項目として立ってございます。具体的な取り組みは、これから検討していくことになるんですけども、そういった場を通じて、そもそも余裕のある工期を設定してくださいというのは、我々のほうからも、言っていいけるのではないかと考えております。

【労働基準部長】

建設業から来られている土屋委員辺りからもコメントをいただければと思いますが、死傷病報告をベースに統計分析をするので、そこにはない項目のデータをあえて見るというのは、最初からいろいろ考えながら入力していくかなくてはならない部分があるんです。

今、奇しくも言われた工程の云々というのは、多分労働者の気の焦りというのも、当然原因にあるとは思いますが、多分、最初のころは高所作業がないとか、最後のほうは高所作業はあるけれども、むき出しの工事はないとか、なかなかタイミング、タイミングで、いろんな複線的な影響があるのではないかという気もします。

【土屋委員】

職人基本法についてですが、今、国土交通省でも、週休2日とか、余裕をもってということで、それを含めるとこの中には、やはり大雨が続いたとか、台風でその補修が出てきたとか、それでやり直しで時間がかかったとかで、工程は延びてくると思うんです。

逆に言えば、そういった面より、働いている方々に今、やっぱり問題になっているのは、やっぱりストレスという言葉なんです。ですから、職場でのストレスチェックをしつ

かりやるとか、そういう方面に力を入れていきたいかなと。

今あった話の中でも、やはり今後も労働災害をなくしていくためには、私も建設労務安全研究会の理事長もしているので、いろいろ出ますが、建設業で見ますと、一番災害を起こしているのは29人以下の事業所が建設業の災害の約8割を占めている。そこにどうやって力を入れていくかということで、厚生労働省では今年から助成金を出して、そういう事業者に対して、支援をするために予算立てをしていただいております。

次の委員会の中で話があると思いますが、やはり全体的に見て、先ほど言った29名以下の事業所が50万社あります。そこを一つ一つ監督指導はなかなか行けないので、そういうところの面もやはり助成金で、今回話があると思いますが、小売業とかいろいろなところの業態の中の小さい事業所に対して、支援をするということで予算立てをしています。それが有効に続いてくれれば、災害の減少に繋がります。また、ゼネコンでは災害が多いという話があります。そこはそこでもう一回しっかりと統括管理していかなければなりません。それから、中小事業所へいろいろな教育とか、現場の指導とか、作業所の指導とかいろいろな業態に合わせた指導をして、事業者もしっかりと、トップの意識ですよね。やはり今日挙げていただいた、そこでトップの意識がしっかりとして、災害を起こさない強い意志で進めていっていただければ、業界全体の災害は減っていくかと思います。

【脇坂部会長】

ほかに委員の方で。

【傳田委員】

今、建設工事関係のところで、発注額50億以上の物件が2倍になっているというのを聞いて、すごく驚いています。製造業等も、ちょうど、この間ありましたが、需要が需給を9年ぶりに超えたということです。これから生産活動ももっともっと増えていくのかなというふうに思い、安全の面を心配しています。その中で、これは11ページのところで、今、建設職人基本法という話なので、質問しようかと思って、皆さんからのお話を聞いていたところ、大体の理解は出来たのですが、大分、これは広範的な問題だなというふうに思って聞いていました。

我々は公契約条例というのを、最近はずっと普及させようとしていて、都内では6箇所、この秋ももう2箇所の自治体で追加となります。ほとんど公契約で2億以上の対象を決めて、法令をちゃんと守るということを義務化して、お互いの契約条件の中に入れ

ていくと。こうした基本法も、いろいろな法令で具体的な条例の中に書いてあるものと、諸法令に書いてあるものがあるので、はっきりこれを書かせたほうがいいかなと思います。そういう運動も、少しこちらのほうも、対応しようかなと思っていました。

それから、オリ・パラの関係の安全対策の協議会をつくっていただいて、労働者代表もオブザーバーで出席させていただいております。その上の段で、働き方改革と現場の安全対策と一体となって進める連絡会というのがございます。この会にも労働者側からの委員をぜひ出させていただけるようにお願いしたいと。それぞれの会の中で出た話については、我々の委員会とか、そういう中でしっかりと報告をして展開をしておりますから、ぜひ出させていただけるようなことでお願いしておきたいと思います。

それと人材育成、そういう社内教育というのが、リーマンショック以来、随分と経費のかかるところが、我々が見ても少なくなっていて、そういったところに、経費をつけて人の教育だとかというのが足りてこなかったという状況があったと思います。我々も反省をしていまして、それぞれの会社に要請をしながら、または要求をしながら、きちんと人材育成をできるようなこと、または社内訓練がきちんとできるようなことを、自分たちの安全を守るためにもやっていこうということとしています。業界団体で訓練の必要性ですか人材育成の必要性というのをアピールするということが、目標の中に書いてありますけども、具体的に言うと、やはりお金を使ってきちんと訓練をする、お金を使って人材育成をするという観点を、しっかりとそういう中でアピールしていただきたいなというふうに思っています。

最後にもう二つだけ。一つは社会保険労務士との連携というのを2回ほど言われたのですが、この連携という意味が、私には今までそういう要請に従って連携をやっていたとは思うのですが、具体的に連携というのは、何か事業をやるということのように聞こえるのですが、そのイメージはどういったものなのかをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、最後に外国人の方々の安全対策ということで、先日も技能実習の支援機構の東京事務所へ行って、全国でいうと製造業、それから建設、食品製造という順番になるんですけど、東京はずば抜けて建設が多いというような状況の中で、事故もそれなりに多いとお聞きしています。去年の新聞報道だと多分、実習生が全国で26万人ぐらいしかいない中で、24人ぐらいが災害で死亡されていますから、1万人に1人という率は桁違いに多いことだと思うんですね。そういう意味で東京において、今いる実習生、

外国人労働、中でも特に実習生については、なかなか言葉も通じない中で来ていますから、その対策を支援機構と一緒に重点的にやっていただきたいと思っています。特に機構の方へ出た方々、労働局や入管から行かれている方々もたくさんおいでになりますけれども、実際は監督官としての権限をこちらに置いていますから、指導はともかく、法違反に対する是正勧告などは労働局と連携してやらなくてはいけないと強調しておっしゃっていましたので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

【脇坂部会長】

では回答できるところを。

【労働基準部長】

社会保険労務士の絡みは、抽象的でイメージがわかりづらいのかと思いますが、我々は特に中小企業に安全衛生をPRするときに、例えば皆さんのが集まるときに、リーフレットをお渡しするという方法が一番効率的ではあるんですが、多分右から左へ抜けていくのではないかなというようなところがあって、そういう意味で言うと、実際に社会保険労務士さんは、労務管理を中心に、多分企業を指導されているんだろうと思うんですが、そのときに我々もツールを提供するし、社労士さんが安全衛生能力を高めるための研修とともに協力をするので、事業場に行ったときにひと言安全衛生について触れて、PR、啓発をしていただきたいというようなことをお願いして、そのことに関しては、ちょっと今は段取り中なので、できるとは言えませんが、今は包括連携協定みたいな形で、明確に役割を補っていただくようなことを考えています。

これを広げれば、例えば経営指導員さんとか、それから事務組合とか、そういうところにもお願いできるのかと思うのですが、一番安全衛生のノウハウや法令的な知識があるはずの社労士さんから、スタートするのがいいのではないかと思っているところです。

それから技能実習生の問題につきましては、おっしゃるとおり東京の特色としては、建設現場に多いということあります。他の局であれば、縫製業とか、農業とか、そういうところが課題になりますが、東京はもう、明確に建設現場というふうに思っております。なかなか建設現場の労働者は監督がしづらくて、事業主さんが一緒に現場に出ている可能性があるので、なかなか我々が活動する時間帯に指導に行くというのが難しい部分もあり、対応に苦慮するところがあるのですが、今回、後ほどの運営方針の方にも若干書いたのですが、建設現場に行ったときに、その現場にいる技能実習性の方を使っ

ている事業場を捕まえて、そこで労働条件とか確保していくことができないかなと、来年度はやってみようかなと、新しい取り組みとして思っているところです。多分災害防止に関しては、当然言葉の問題もございますので、マークの統一とか、そういうものも先日、建設業者さんとも打ち合わせさせていただいて、結構それなりにもう既にやられているというところもあるんですが、土屋委員がおっしゃったとおり、大手さんよりも中小企業の現場がやっぱり問題なので、そういうところを建災防さんとも連携しながら、共通のマークなども広げていく。そういうようなことの取組を進めていきたいかなと私としては思っているところであります。

【脇坂部会長】

よろしいでしょうか。それでは、まだあると思いますけど、健康課長の説明をお願いしてから、全体の質問、ご意見という形にしたいと思います。では、健康課長、お願いします。

【健康課長】

健康課長の松田でございます。ご説明させていただきます。

まず12次防計画の目標の達成状況についてでございます。横組みの資料、概要と書いてあるシートでつくったものですが、その7ページに労働衛生の関係の12次防目標達成状況が記載しております。まずは一つ目、メンタルヘルスへの取組ということで、安全衛生管理体制の構築が必要な全ての事業場で対策に取り組むということを掲げておりました。当局で実施した自主点検や、ストレスチェックの結果報告提出状況などから、取組の状況を数字として出してみると、88.3%ということで、目標達成はありませんでした。もう一つ、熱中症による死傷災害について、計画期間中の合計値を1防期間中187人と比較して、20%以上減少するということで、149人以下を目指していたところですが、結果は207人ということで、これにつきましても、達成はできないという状況でございます。まず12次防について、ご報告をさせていただきました。

13次防の案につきましては、計画の目標等については、先ほど安全課長から説明をしていただきましたので、この計画案の2の安全衛生を取り巻く現状と、施策の方向性からご説明をさせていただこうと思います。まず、この計画案の7ページをごらんください。

(3)で労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性ということで、ここでは過重労

働と、メンタルヘルスの対策について、記載をしているものでございます。表の1が、脳・心臓疾患にかかります労災の補償状況ということで、記載をしているところでございます。脳・心臓疾患にかかる補償状況につきましては、請求件数は増加の傾向にあります、認定状況は減少の傾向にございます。表の2が精神障害による労災補償状況にございます。請求件数は増加傾向に、認定状況は横ばいの状況にございます。

それと過労死等の発生事業場に対する監督指導の結果を見てみると、面接指導等の未実施や、衛生委員会等の未設置といった問題が認められておりました。それと、平成27年12月からストレスチェック制度が義務化されたわけでございますが、管内の実施状況について、平成29年6月現在の数字を書いてございますが、すみません、最新で平成30年1月25日現在の数字を出しておりましたので、これについてご報告をさせていただきます。ストレスチェックを実施した事業場の割合は、86.8%でございました。医師による面接指導を受けた労働者の割合は0.73%、集団分析を実施した事業場の割合は82.9%でございました。この数字につきましては、横組みの資料の7ページのところに一覧表として数字を書かせていただいております。これで再度ご確認いただければと思います。

それと、先ほど12次防の小目標でも達成できないということでお話をしましたが、メンタルヘルスの対策に取り組んでいる事業場が88.3%ということで、決して満足できるような数字にはなっていないということでございます。より一層事業場のメンタルヘルス対策を推進させるために、引き続き「労働者の心の健康の保持増進のための指針」ですとか、ストレスチェックを確実に実施させるための指導、特にストレスチェック制度がより有効に機能するように、効果的に運用した事例などを収集し、共有していく必要があるというふうに考えているところでございます。

(4) 病気の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策の方向性、両立支援についてでございます。8ページ、この両立支援につきましては、この最後の段落のところに書いてありますが、平成29年度に働き方改革実行計画に基づく取組といたしまして、「東京地域の両立支援推進チーム」を設置し、関係機関との連携を図っているところでございます。引き続き各企業の取り組み状況などの実態を把握しつつ、必要な情報提供や支援を行うなど、効果的な取組を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次の(5)、化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性でございます。まずア

の化学物質による健康障害防止対策でございます。これに化学物質の対策につきましては、平成26年度から平成29年度まで、中期計画を策定し、有機溶剤や特定化学物質を使用している事業場全てについて、監督指導等を実施してきたところでございます。その結果を見てみると、健康診断の未実施や作業主任者未選任、作業環境測定の未実施、局所排気装置の未設置などの、かなりの問題が認められているところでございます。このため引き続き、監督指導等を確実に実施し、リスクアセスメントの実施も含め、法令遵守の徹底を図っていく必要がございます。

次のイの石綿による健康障害防止対策についてでございます。管内の石綿除去に係る届出の件数は、増加傾向にございまして、表3のとおりでございます。この表の3は計画届と作業届の合計数でございます。この石綿につきましては、建築物の解体などに伴う石綿除去に係る作業に関しまして、未届事案も相変わらず発生しているところでございます。また、鉄道事業者による不適切な廃棄事案が、平成28年、平成29年と連続して発生しているところでございます。このため、石綿の輸入禁止措置の徹底と、建設業を中心に石綿ばく露防止対策に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

ウの粉じん障害防止対策についてでございます。引き続きのことになりますが、粉じんばく露に伴う健康障害を防止するため、ずい道等建設工事やアーク溶接作業などを中心に、粉じん障害防止規則その他法令関係の遵守の徹底を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に9ページ、(6)でございます。受動喫煙防止をめぐる動向と対策の方向性でございます。厚生労働省としましては、「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を公表し、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、段階的に取り組むこととしているところでございますので、この内容について、周知を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に計画の重点事項でございます。10ページの4、(1)から(8)まで書かれているところでございます。先ほど安全課長からの説明ありましたように、(2)から(5)までが健康課の関係となりますので、この4点についてご説明させていただきます。

14ページのオの腰痛の予防についてでございます。12次防計画に引き続き、腰痛が多発しております陸上貨物運送事業と、社会福祉施設及び小売業を重点業種として、

指針等に基づく取組について指導するということにしているところでございます。その重点業種の設定につきましては、東京独自のものとなっております。それと、特に東京労働局におきまして、腰痛予防対策連絡会を継続開催し、収集しました好事例を水平展開すると。特に介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器等の導入促進などを図ることとしております。この腰痛予防対策連絡会につきましては、東京独自の取組となっております。

次に力の熱中症の予防についてでございます。これについても、引き続きでございます。横組みの資料の15ページをごらんいただきますと、熱中症の発生状況のグラフと、その左側には腰痛の発生状況のグラフが記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

熱中症の予防につきましては、早い時期から予防のための対策を探っていただきたいということで、労働局としましても、リーフレットやポスターの発送を3月に実施したところでございます。そういう周知を図るとともに、具体的な指導といたしましては、JIS規格に適合しましたWBGT測定器の普及を図るとともに、職場における熱中症予防対策の徹底を図っていきたいということでございます。

次に15ページの(2)、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進でございます。横組みの資料の18ページでございます。まず、過重労働による健康障害防止対策の推進につきましては、過重労働が行われている恐れのある事業場に対して、監督指導等を実施することによりまして、長時間労働の抑制や、長時間労働者に対する健康確保措置の実施などについて、徹底を図っていくところでございます。

イの職場におけるメンタルヘルス対策等の推進につきましては、いわゆるメンタル指針に基づきまして、各事業場の実態に即しました形で、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルスケアの実施に、積極的に取り組むよう指導をしていくところでございます。それと、ストレスチェックに係る集団分析等の活用につきましては、企業における好事例を収集し、公表するとありますが、これは東京独自の取組でございます。

それと16ページのメンタル対策の続きでございますが、ポツの二つ目、複数の精神障害の労災認定があった場合につきましては、企業の本社に対して、パワーハラスマント防止も含めた個別指導を行うこととしております。特に過労自殺、未遂を含むものでございますが、この事案については新たに改善計画を策定させ、1年間継続的な指導を行うというものと思っております。

それと建設現場につきましては、労働者のメンタルヘルス対策としまして、労働衛生週間等の機会を捉え、建災防で推奨しております無記名のストレスチェックの取組の促進を図るということとしております。

(3) の病気の治療と仕事の両立支援対策の推進でございます。平成29年度から推進チームを設置し、取組をしているところでございますが、ポツの二つ目の企業が取り組みやすく、企業での取組を取り組みやすくするための観点から、好事例の収集を図り、情報提供をしたいというふうに思っております。これは東京独自の取組でございます。また、制度導入に当たっては、経営トップによる基本方針を表明することが第一歩であるため、その促進を図るということでございます。これについても、東京独自の取組でございます。

それと先ほど、ピンクのピンバッジを皆さんにお配りさせていただきましたが、これは「ちりようさ」というウサギのキャラクターでございます。こういったキャラクターを設定し、この取組の普及促進を図っていくというものでございます。

次に(4)の化学物質等による健康障害防止対策の推進ということで、横組みの資料19ページでございますが、基本的には今までの取組と変わらないものでございます。化学物質につきましては、先ほど申し上げましたが、第1期の中長期計画、平成26年度から平成29年度まで設定し、その取組を図ってきたところでございますが、来年度からはその第2期ということで、3年計画で取組を進めていくこととしているところでございます。

イの石綿による健康障害防止対策につきましては、届出をしないまま、作業開始したようなところに対しましては、厳正に対処してまいります。また、そういう届出もないまま、工事をしないように、届出制度の周知を積極的に図っていきたいというふうに考えているところでございます。また、不適切な除去工事や、無届工事等をなくすため、地方公共団体等との連携を図るということで、合同パトロールの実施や届出情報の交換といったことを考えているところでございます。

17ページのウの粉じん障害防止対策につきましては、粉じん則の対象となる作業が行われているようなずい道等の建設工事につきましては、原則として少なくとも1回以上は監督指導を実施することとしております。それと、屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業、金属をアーク溶接する作業及び岩石・鉱物等の裁断等作業を呼吸用保護具の使用を対象とすること等について、周知指導を図っていくというものでござい

ます。

(5) が受動喫煙防止対策の推進についてでございます。これも段階的な取組が行われていくようでございますので、それに合わせ、必要な指導をし、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間導入等の受動喫煙防止対策の普及促進を図ることとしています。

健康課の関係は以上でございます。ありがとうございました。

【脇坂部会長】

それでは、今の健康課長の説明に対する質問、コメントでもいいですし、先ほどの安全課長の質問も含めて、質問、ご意見のある方はお願ひします。

【川本委員】

3点ほど意見を申し上げます。1点目であります、受動喫煙の話についてであります。世の中はいわゆる葉たばこ中心の話になっているのですが、最近は電子たばこも出ております。それなのに議論はいまだに葉たばこ中心の議論であって、本当に不思議だと思います。電子たばこを私はまだ使ったことがありませんが、近くで吸っている人が増えてきて、臭いもないし、水蒸気がちょっと上がるだけで、火の心配もないと。それなのに普通のたばこと同じ扱いで、喫煙所で吸わなくてはならなくて、屋外でも吸えないと。オリンピックを目指していく中で、そういう人が増えてきたときに、一律の扱いでいいのかどうか、やはり技術革新が進んでいるのだったら、それに応じた迅速な検討が必要なのではないだろうかと思っております。国とか、東京都もそうですけど、議論が実際の技術革新よりも遅れたところで進んでいて、それを何年も議論しているという気がするので、お願ひをできればと思う次第であります。

それから、2点目であります。オリンピック・パラリンピックに向けては、私は建設工事現場はどうしても心配であります。週刊誌の情報にしても、見ていて着工が遅れたものですとか、実際に今でも一生懸命突貫的になっているものも出てきているみたいですし、そうすると現場というのは、工期を守るために最後に急ぎ出すと現場の風景がどんどん変わっていきますので、人がただでも事故を起こしやすいのですよね。整理整頓が進まなかったり、あるいは出入りする人数も多くなったりという問題がありますので、ぜひ工期と安全の観点から、やはりチェックをしていただきたいと。先ほど、職人基本法の話がありましたけど、工期が遅れていいですよなんて話にはならないですね。従って、本当に注意喚起をしていただいて、ゼネコンとか、いわゆる建設会社任せ

にするのではなくて、よくよく相談に乗ってあげていただきたいと。きめ細かい心の通じた何かをしていただきたいなと思います。

それから、もう一つオリンピックで心配しているのは、先ほどの熱中症の話で、これも今起きている熱中症の話よりも、オリンピックの期間中はものすごく暑いところですので、ボランティアも出て、多分、周りに野外店舗みたいなお店もたくさん出たりして、そういうところで多く発症するのかなと思いますので、熱中症対策についても万全を期すように、ご検討賜ればなと思っております。

それから、3点目、外国人労働者ですとか、技能実習生の話がありました。集合教育するためには、当然通訳の人が入ったり、使用する言語のパンフレットをそれぞれ用意できるとは思いますが、分かれて行動するときには、やはり言葉が通じなかつたり、建設現場の通訳がいないところで、せいぜい最低限のことだけを現地語で書いているものしか渡せないと、やはり徹底のしようがないと思っております。最近携帯型の自動翻訳機の技術がどんどん進んで、オリンピック・パラリンピックでもボランティアの方が出ても大丈夫なんだと、外国人とうまく話せるようになるという話を聞いて、私は实物を見たことないので、その価格も分からぬんですが、こういうかたちで翻訳技術が進んでいくんだったら、どこかで大量に買いつけて安くやるとか、あるいは個々の会社の人にもそういうものを勧めて、使うようにしてもらうとか、何かそういうご検討をしていただいたらいいのではないかと思った次第です。

【脇坂部会長】

はい。回答できるところを回答してください。

【健康課長】

まず受動喫煙の防止についてでございます。私はたばこを止めました。電子たばこについては、確かに臭いがない、煙が出ないということで、副流煙に関しては、そんなに出ないのかなというふうに思いますが、ただ、今は割と問題にされているのは、主流煙についてどうも問題にされているようなところがございますので、必ずしも電子たばこだから緩くていいのではないかというのは、やっぱりたばこが嫌いな人からすると、なかなか納得がいかないところだと思いますので、私も吸っているときは、電子たばこでいいのではということで、かなり吸っていました。ただ、主流煙ということを家族からも実は言われたことがありますて、確かにそうだと。そういう部分の研究がたばこ販売会社の方でもあまりされてないので、今後、行政等で研究して、何らかの対策といっ

たものは考えていくべきだろうというふうに考えています。

【川本委員】

大体みんなが止めるという決断をするかというのは別の話だし、実際吸っているわけですから、そういう中で同じ例えば分煙でも、同じ扱いかどうなのか、今の葉たばこと電子たばこの人たちの分煙が、同じ一施設で全部取り扱わなくともいいのかもしれないし、店舗の中における取り扱いも違っていいのかもしれないし、その辺はやはり柔軟に、かつ、そういうデータ的なものが必要なのはもちろんわかりますけど、要するに一つのことで白黒じゃなくて、もうちょっと幅広に考えてもいいのではないかということを言いたいだけです。以上です。

【労働基準部長】

私も全く同じ考えではあるのですが、なかなかたばこを吸わない人が議論している中でなかなか言いづらい部分もあります。

実際に今、おっしゃったとおり、新幹線の中とか、葉たばこを吸っているときは、横に電子たばこの人がいると、何か悪いことをしているみたいな感じもするし、私も実は単身赴任で自宅に帰ったこともあって、今回ちょっと、私は電子たばこに変えたんですよ。家族からも好評で、全然臭くないからいいと勝手な話になったので、やっぱり受取る側もいろいろあると思うのですが、今日みたいに意見をちゃんと検討している部署に、伝えていきたいと思っているところです。

あとオリ・パラの工事が遅れているという部分は、非常に懸念されるところではあります。当然、我々としては発注機関会議ですか、連絡会議とかで、しっかり安全を確保してもらいたいということは、引き続き言っていくつもりでありますし、それから今回ちょっと現場の労働時間もしっかり見るというのは、運営方針とか13次防にも書かせていただいているのですが、なかなか会社によっても現場の時間までちょっと見ない部分があるので、ちょっと厳しいかもしれません、現場に行ったときに、そこで働いている一次の施工業者なんかの労働時間を来年度は見ようかなと思っていまして、その観点で私は各建設現場の安全担当の方にも申し上げているんですが、その観点で人をしっかり手配してもらいたいということをお願いしていて、そういうことを引き続きしっかりやっていく。人が確保できれば、工期が厳しい中でも分担できるという部分も出てくるのかと思っているところであります。

それから技能実習の件はおっしゃるとおりで、自動翻訳機は一つのいいアイデアとし

て、私どもも聞かせていただきましたけど、新しく機構ができて、管理団体にかなり厳しい規制を言えるという部分がありますので、私どもからすれば、大手ゼネコンさんは自前でしっかり研修をされているようですが、中小企業に行かれている、出しているような管理団体に対しては、管理団体の研修のときに安全の基本の部分をしっかり研修するような、そんな仕組みを機構とも調整していきたいと思ってございます。引き続きいろいろな良いアイデアがあれば、いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【土屋委員】

最後に1点だけ。岩澤安全課長に聞きたいんですが、機械による死亡災害は12次防では51人だという話で、前段で製造業では災害がない。私はロボットとかそういう製造業の機械災害が多いと思ったのですが、建設業でもそんなにいないかと。どこに対して、機械に対する災害というのはあるんですか。

【安全課長】

機械災害といった場合に、車両系の建設機械も数に含めておりまして、そうしますと死亡災害の中で、建設業が3分の1強を占めているということ。

平成29年は、製造業における機械の死亡災害ゼロを達成したのですが、12次防期間中で見ますと、やはり製造業においては、機械に挟まれ、巻き込まれの災害というのは、引き続き起こっております。あと、死亡には至らないことが多いのですが、第三次産業でも食品加工用機械を始め、かなり機械が入っております。死傷の件数でいうと、三次産業が全体の3分の1を占めるという状況でございます。そういう形です。

【土屋委員】

建設業も一緒で、やっぱり建設業が一番重機災害が多いので、それも転落とあとは重機というのもやっぱり一つのポイントにしていただきたいと思います。

それと年千人率で、三次産業は5%減少というんですけど、全産業で見ても、28年のデータしか私はないんですが、確か全産業で2.2なんですよね。建設業はちょっと高くて4.5なんですが、そうするとその値の2.2の5%減らすといつても、2.1なんですよね。実際は同じにふえていけば災害件数は変わらないので、そこはやっぱり5%減でしか取れなかつたということですか。

【安全課長】

そうですね。12次防の中で、期間でいうと、なかなか減ってないところがあるので、

現実的なところで5%減という目標を設定してございます。ただ、第三次産業については先ほどから申し上げているとおり、企業本社に対して、全社的な取り組みというのをお願いしてございまして、実は東京労働局、平成28年度からモデル企業として、幾つかの企業に対策をお願いしてございます。そういうところで取組を進めた結果、平成29年は速報段階で数字出していただいているのですけど、そういうところは、年千人率で25%ぐらい、2年間で減少させていただいているところがありますので、そういう取組をしっかりとしていくことで、5%以上は死傷年千人率の減少というのはできるのではないかと期待しているところでございます。

【土屋委員】

わかりました。ありがとうございます。

鈴木労働基準部長にお願いしたいのですが、社労士を使って、企業の指導をするというのですが、本当に安全とか、要するにマネジメントをやれとか、計画をつくってくださいとかやるのは、本当は安全コンサルタントの協会のほうからも入っていただいて、中の内容を上げていっていただきたいかなと思います。

それから、粉じん対策なんですが、今トンネルの災害も言われたんですが、今回、大阪では研り工のじん肺訴訟がついに出てしまったので、今後はこの分野もしっかり指導していくかないと、建設業全部含めていろんなところでありますので、ぜひこの対策もしっかり取り組んでいっていただきたいと思います。以上です。

【労働基準部長】

コンサルタントはこれまで仕事としてやられていて、社労士さんは一般に余りやられていないので、その中身はなかなか難しいと思っていて、災害防止が重要だよという話のPRと、後は分からないところは監督署をつないでいただいて、基礎知識をしっかり持っていただいて、幅広い間口にするという趣旨でございます。

【土屋委員】

コンサルタントを活かしてやってほしいですよね。せっかく業界で持っているのでね。

【労働基準部長】

そうですね。だから社労士さんとの中では監督署の紹介もあるし、コンサルタントの活用促進というのは入れてもいいのかもしれませんね。おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

【脇坂部会長】

時間の関係もありますので、あとお一方だけという形にしたいと思いますが。よろしいですか。

【長江委員】

これは質問になってしまふのですけれども、過重労働による健康障害防止対策というところで、そもそも中小の事業所に対して、指導等をやったときにそれがかえって負担になってしまふというケースは実際にあるのだろうかという疑問が出てきましたので、ちょっとチェック体制というのを、おっしゃっていただきたいのです。というのは、指導したでその後どう変わったのかという評価を東京労働局さんが同一事業所でやられているのか、それとも単にある従業員30人未満の企業を集めて、そこで指導をしてそれらのメンタルヘルス何々よって、それでさらに来年同じことをやって、またデータを集めているとチェックしているということを行われているのかという、具体的なところを質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【労働基準部長】

それは過重労働に対する指導というイメージということでよろしいですかね。

【長江委員】

そうですね。

【労働基準部長】

基本的には、さまざまな法令の周知とか、それからガイドラインの周知とか、そういう集団的な場面でお話しさせていただくものは、問題のある業種を分析したりして、監督署でやっているというところで、そこは結果が出てくるものではないので、一方通行のものかと思っております。そこは啓発ということだと思います。

それから、過剰労働ゼロの対策、おととし出ましたけれど、基本的にちょっと我々の把握したところで、1か月あたりの時間外労働時間月80時間以上の残業をやっているところは、基本的に全数、監督指導を実施して、個別に労働時間とか把握して、違反があれば是正勧告をし、それから改善したほうがいいという長時間労働については、斉一性の観点からも専用の指導文書で、何時間以下にしてくださいという努力みたいなものをお願いしているというところであります。法律違反に関しては、是正をいただくということになるんだろうというふうに思いますが、基本的に言えば、36協定以下におさめるという形の実績を経て、我々としては是正報告があったということを理解しますし、

それから努力義務的なところについては、今後気をつけるというところで済ませる部分も、現実にはあるだろうと思っています。ですから、個別にこうやっているところでありますて、なかなか労働時間に問題もお仕事がある中で難しい部分はあるんですが、一つ一つの事案について、是正を確認していくというのが、我々のスタンスということかなと思っております。

【脇坂部会長】

よろしいですか。

【長江委員】

大丈夫です。

【脇坂部会長】

それでは、時間の関係もありますので、これで打ち切りたいと思います。

東京労働局におかれましては、これまでのご意見を踏まえて、計画の達成に向けて、さらなる努力をお願いいたします。

本日予定しておりました議題は以上でございます。事務局から何かありますでしょうか。

【司会】

ございません。

【脇坂部会長】

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。

【労働基準部長】

本日は、どうもありがとうございました。